職業安定分科会雇用保険部会（第215回）	資料２－５
令和８年11月10日	

漁業分野の雇用保険について

令和８年11月

農林水産省

水産庁　企画課

漁業分野の就業者の動向（漁業センサス2023年）

○　平成20年と令和５年の就業者の動向を比較すると、全産業では就業者総数が増加しているが、漁業では就業者総数が減少。
○　漁業経営体数は約6万6千経営体であり、うち約９割が個人経営体の養殖業・沿岸漁業。

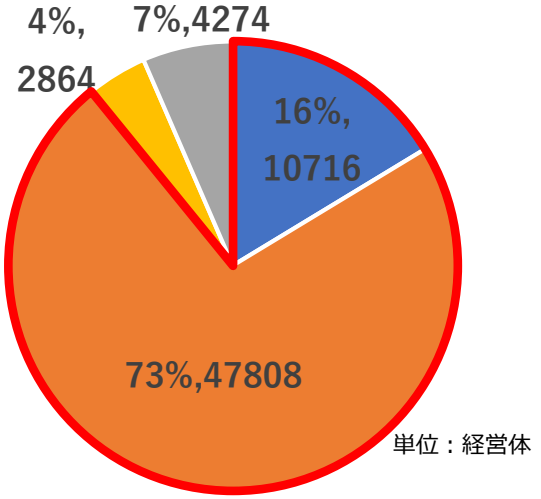
従業上の地位別就業者の動向（全産業、漁業）

		全産業		漁業	
		平成19年	令和４年	平成20年	令和５年
男女計	就業者総数（千人）	65,978	67,060	222	121
	うち雇用者数（千人）	53,263	57,225	81	53
男	就業者総数	38,175	36,706	188	110
	うち雇用者数	29,735	30,040	75	51
女	就業者総数	27,803	30,354	34	12
	うち雇用者数	23,528	27,185	5	2

資料：総務省「就業構造基本調査」（組替集計）
※注１：総数には「不明」が含まれている。
　注２：同一世帯内に漁業経営者のいる雇用者は含まれていない。

漁業経営体数

65,662経営体
うち個人経営体の養殖業・沿岸漁業
58,524経営体



※個人経営体（沿岸漁業）とは、個人経営体のうち、主に船外機付漁船、10トン未満の動力漁船、定置網等を使用する経営体
※個人経営体（沿岸漁業以外）とは、個人経営体のうち、主に10トン以上の動力漁船を使用する経営体

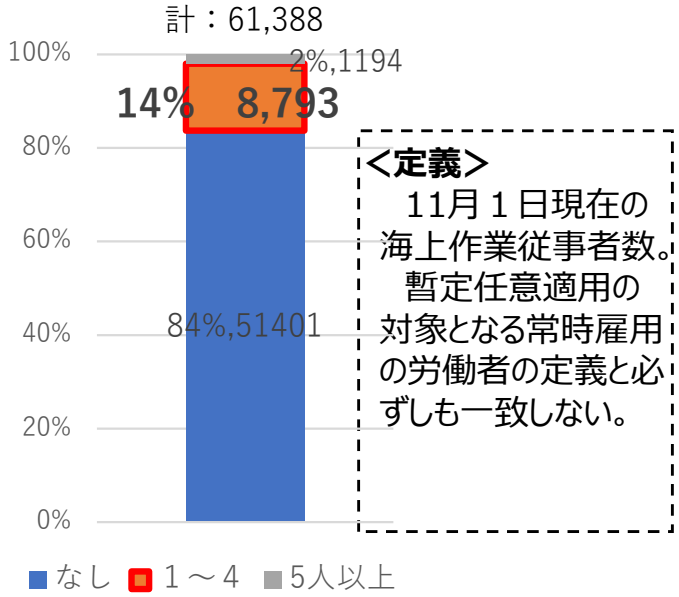
雇用保険の暫定任意適用事業（対象）について

○ 暫定任意適用事業の対象と考えられる経営体は、最大でも約2.3万経営体※

○ 暫定任意適用事業の対象者のうち、任意で加入しているのは約300経営体（令和８年３月時点）

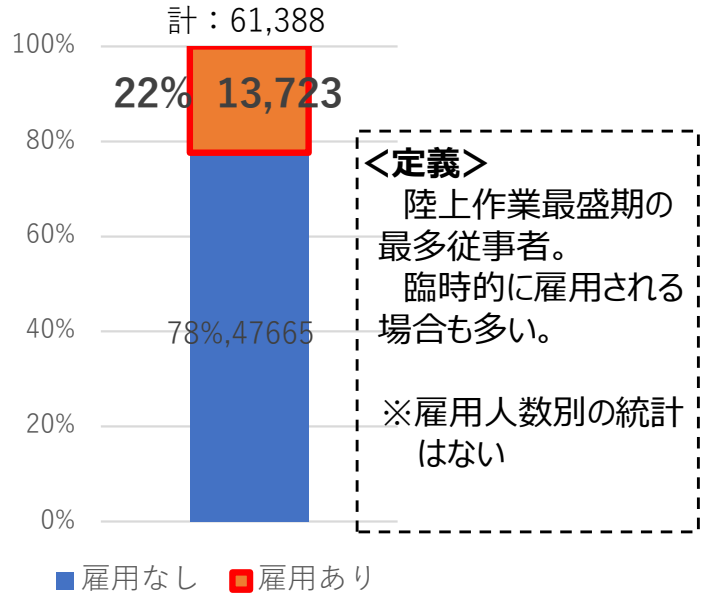
※海上作業と陸上作業の両方を行っている雇用者がいる経営体が重複して計上されている可能性がある。
また、労働時間や対象要件（船員を雇用の場合を除く）等により適用除外となるため、実際にはこれよりも少ない数字が想定される。

海面漁業・養殖業の個人経営体数（海上作業者雇用別）



<定義>
11月１日現在の海上作業従事者数。
暫定任意適用の対象となる常時雇用の労働者の定義と必ずしも一致しない。

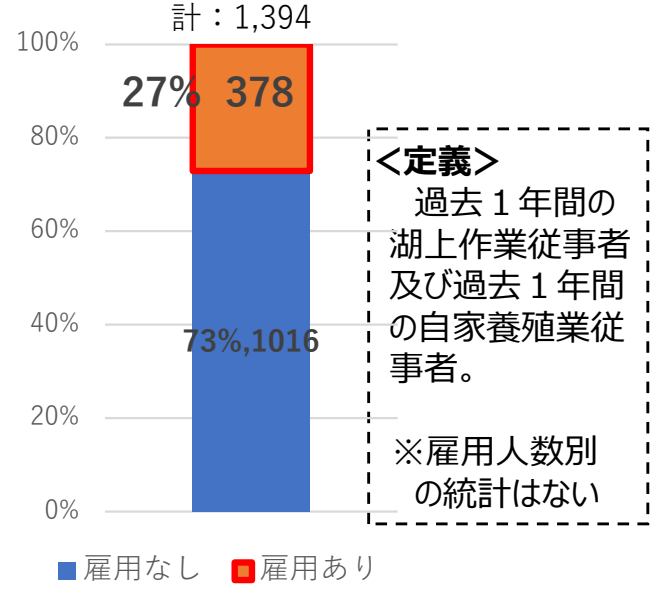
海面漁業・養殖業の個人経営体数（陸上作業者雇用別）



<定義>
陸上作業最盛期の最多従事者。
臨時的に雇用される場合も多い。

※雇用人数別の統計はない

内水面漁業・養殖業の個人経営体数（雇用形態別）



<定義>
過去１年間の湖上作業従事者及び過去１年間の自家養殖業従事者。

※雇用人数別の統計はない

資料：農林水産省「漁業センサス2023」

【参考】雇用保険料の負担について（試算）

＜計算方法＞
当該年度に全ての労働者に支払う賃金総額×雇用保険料率

沿岸・漁船漁業のうち、１～４名を雇用している経営体
平均労賃　：約193万円 ※
雇用保険料：約1.2万円／年（労働者）
約1.8万円／年（事業主）

※出典：農林水産省大臣官房統計部による、令和6年漁業経営統計調査の組替集計結果を基に試算
（年間を通じて労働者に支払った労賃の全国平均）

○令和８年度雇用保険料率

［単位：1/1000］

（%）	労働者負担	事業主負担	合計
農林水産	6	9.5	15.5

漁業の雇用保険について（検討の視点）

＜前提＞

○　雇用保険法制定時（昭和49年）から、農林水産業のうち、個人事業で常時５人未満を雇用する事業については、「事業所の把握が困難な場合が多く、また、雇用関係、賃金支払関係が必ずしも明確でない場合が多いため、一時に全面適用とすることは、事務的に困難であるのみならず、その実行を期し難い状況にある」との理由から**暫定任意適用事業**とされている。

（漁業をめぐる就労環境改善への取組促進）

○　漁業における就労環境の厳しさが就業者の定着が低い要因の一つとして考えられることから、他産業に劣後しない、就業環境・待遇・安全対策等を確保する、魅力ある労働環境の整備が大切。

→「働きやすい環境づくり計画」の策定、見直し及び当該計画に定めた就労条件改善等のための取組を支援。

- ●支援事業：就労環境改善推進事業（浜の活力再生・成長促進交付金）
- ●事業の主体（支援の対象）：協議会（構成員：複数の漁業経営体と関係機関（地方自治体、漁協等））

（雇用保険加入に係る課題）

○　**雇用保険への加入による人材確保・定着**を進めるに当たっては、それに伴う**事業主のメリット・デメリット**や失業等給付や育児休業等給付などによる**労働者の生活や雇用の安定への効果**を踏まえる必要があるが、加入に係る下記の課題への対応も必要なところ。

＜認知や理解不足への課題＞

○　雇用保険への加入に当たっては、事業主・本人双方に保険料負担が生じるため、双方が制度を理解している必要があるが、雇用保険制度そのものの認知や、加入手続に関する理解が不十分。

＜事務手続上の課題＞

○　事務手続について漁協が対応できない場合も想定されるところ、商工会の活用等、地域全体で支える体制を構築することが必要。

○　個人でも加入や事務手続への対応が可能となるよう、単にオンライン申請を推進するというだけでなく、手続の簡素化や分かりやすい案内の整備も重要。

＜実態把握の課題＞

○　漁獲対象魚種の回遊状況（季節）に応じて雇用状況が変動するといった特有の事情があり、厚生労働省と連携した実態把握が必要。

（今後の方向性：法人経営体への移行を通じた就業環境の整備）

○　漁業の中でも、沿岸漁業は比較的小規模な個人経営体が多く、暫定任意適用事業の対象者が多いと見られる。海洋環境の変化や労働人口の減少等の厳しい状況下においても、沿岸漁業が持続的に発展していくためには、次世代の人材確保ができる経営に変革することが求められている。

このため、今後は、労働者の生活、雇用の安定につながるよう、

- ●水産政策として、個人経営から経営基盤の強固な**法人経営への移行を後押し**するとともに、
- ●**雇用保険の普及・啓発、加入促進を含む就業環境の整備**にも取り組んでいく。

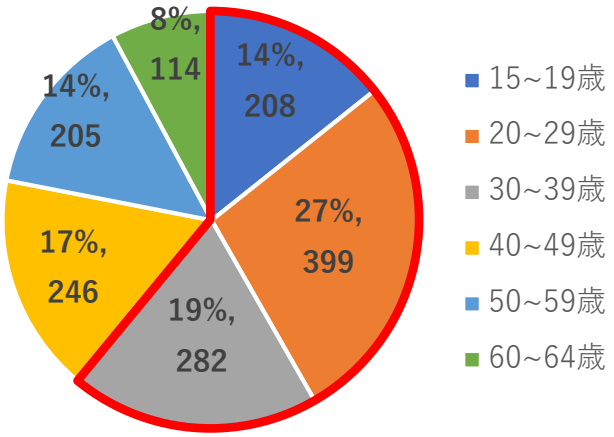
【参考】漁業の新規就業者の属性等について

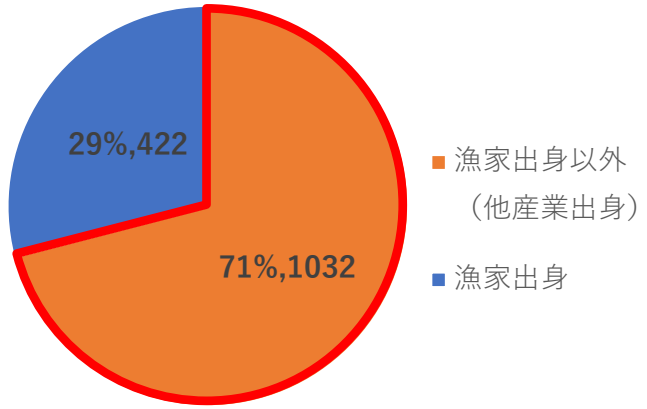
○　漁業の新規就業者数は毎年1,700～1,800人程度、うち沿岸漁業の新規漁業就業者は1,400～1,500人程度で推移しており、40代以下が約70%、漁家出身以外（他産業出身）が７割以上を占める。
○　漁業就業者数は約12万人、うち沿岸漁業就業者は約9万9千人で、全体の約８割を占める。沿岸漁業就業者数のうち、40代以下は約15%。

沿岸漁業の新規就業者の内訳（令和６年）

資料：水産庁調べ

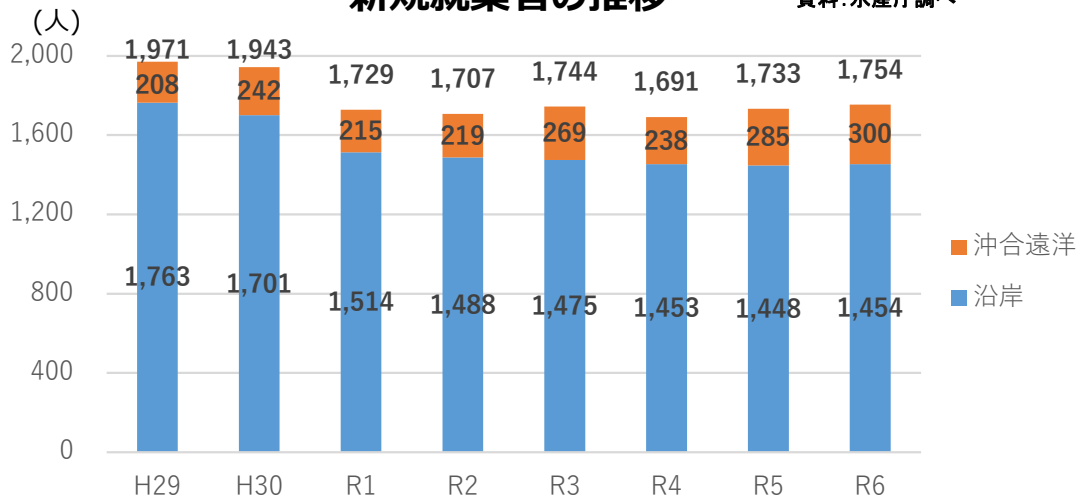
新規就業者1,754人
うち沿岸漁業の新規就業者1,454人





新規就業者の推移

資料：水産庁調べ



沿岸漁業就業者の内訳（令和５年）

資料：漁業センサス2023

漁業就業者数
121,389人
うち沿岸漁業就業者
98,765人

